

外部団体の活動への協力に関する規程

第1条（目的）

この規程は、日本言語学会（以下「本学会」という）に外部団体よりその活動に対して共催・協賛・後援・広報協力等の要請があった場合の取扱に関して必要な事項を定める。

第2条（定義）

1 「共催」とは、本学会が外部団体とともに催しの主体（共催団体）となり、共同でその催しを開催し、共に責任を負うものであり、企画内容の協議、運営、経費負担等について協議を行い、その催しを開催する場合、または、これに準ずる形で参加する場合をいう。

2 「協賛」とは、本学会以外が開催の主体となる催しについて、その趣旨に賛同し、協賛金の提供を伴って応援、援助する場合をいう。1件につき最高30,000円の寄付（雑費として支出）を行うことができる。

3 「後援」とは、本学会の会員が参加する意義がある外部団体の活動に対して、応援名義の使用を許可する場合をいう。

4 「広報協力」とは、本学会の会員が参加する意義がある外部団体の活動に対して、学会サイトからリンクを張る場合をいう。

第3条（基準）

1 本学会が催しに共催または協賛する場合には、本学会会則 第2条(目的)に則っていることを基準として、(1)会員に直接的に還元できる活動であること、(2)言語学の振興ないし一般社会への還元が行われる活動であることとする。

第4条（手続き）

1 共催については、共催を希望する機関等と協議の上、常任委員あるいは評議員の提案として、原則として6か月前までに、実施計画書を添付した本学会所定の申請書を受領する。

2 協賛又は後援については、協賛又は後援を希望する機関等から、原則として実施日の2ヶ月前までに、実施計画書又は行事の趣旨と内容等を明示した資料（ポスター、パンフレット等）を添付した本学会所定の申請書を受領する。

3 広報協力については、随時本学会所定の申請書を受領する。

第5条（許諾）

- 1 共催活動の許諾は、常任委員会および評議員会で決議する。
- 2 協賛および後援の許諾は、常任委員会において決議する。協賛および後援を行った場合は、評議員会で報告する。
- 3 広報協力の許諾は、会長、事務局長、広報委員長の判断により決議する。

（附則）

本規程は、評議員会の議決を経て、会長がこれを定める。